

公益信託駒澤嘉いわき生涯学習振興基金助成金給付方針

1 趣旨

本市の生涯学習の一層の推進を図るため、公益信託駒澤嘉いわき生涯学習振興基金を活用し、公民館等で活動する社会教育関係団体等が広く市民向けに主催する事業を支援するため、次のとおり助成金給付方針を定めるものです。

2 助成の対象となる団体

- ① 市教育委員会が認定した社会教育関係団体
 - ② 平第二小学校マナビィ館使用登録団体
 - ③ その他学習活動を行う団体
- ※ ただし、1団体1事業のみの申込とします。

3 助成の対象となる活動

学習活動団体が主催し、広く市民を対象とした学習機会を提供する事業で、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- ① 講座、研修会、セミナー、教室、シンポジウム等の開催による学習機会の提供とすること。
- ② 原則として公民館、生涯学習プラザ等の社会教育施設を会場とすること。
- ③ 団体の活動分野と関連した内容であること。
- ④ 参加者の募集に際しては、公民館・生涯学習プラザ等へポスター・チラシ等を掲出すること。なお、掲出については、生涯学習課へ相談すること。

4 助成の対象とならない活動

- ① 定例会、役員会、練習等の専ら団体内部の活動
- ② 外部講師を招き、主に会員を対象に行う学習活動
- ③ 作品の展示会、芸能、音楽等の練習及び発表
- ④ 営利を目的とする活動
- ⑤ 下部組織を有する団体の、専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
- ⑥ 他の団体への助成活動
- ⑦ 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
- ⑧ 民法第90条に規定する公序良俗に反する活動
- ⑨ 国、県若しくは市の補助金等を受け、又は受けることを予定している活動

5 助成金の額

1団体当たり10万円を限度に助成します。

6 助成対象経費

助成の対象となる経費は次のとおりです。

区 分	対象経費
報償費	講師・指導者に対する謝礼金
旅費	講師・指導者の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料の実費 ただし、宿泊料については、11,000 円を限度とする。
消耗品費	事業に係る一般的な事務用品
食糧費	事業開催時の茶菓子代及び弁当代（講師に係る分のみ対象）
印刷製本費	写真現像代及び看板・チラシ・ポスター等の作成経費
通信運搬費	事業に係る郵便料及び通話料
使用料及び 賃借料	会場使用料、器具使用料等
その他の経費	上記の経費に準ずる経費。例：託児謝金、会場の冷暖房費等

※ 参加者に負担を求めることができる費用は、料理や工作等の材料費、又は参加者に配られる飲料や資料に係る実費分となります。会場使用料や講師謝金、その他経費については、主催者側の負担となります。

7 対象外経費

- ・団体の運営（活動）経費
- ・主催団体内部者への講師謝礼金及び旅費等
- ・参加者及びスタッフの茶菓子代、弁当代等の食糧費
- ・団体が所有することを目的とした備品購入費（例：ホワイトボード、運動用具等）

8 助成回数

同一団体に係る助成については、通算3回を限度とします。ただし、前回の助成から3年を経過した場合はこの限りではありません。

9 選考方法

5月下旬頃に開催される公益信託駒澤嘉いわき生涯学習振興基金運営委員会において、書類及びプレゼンにより申請団体の事業の有用性を審査し、受託者である「みずほ信託銀行」に助言を行い、それを基に受託者が助成先及び助成額を決定する予定です。

10 助成金申込書等の提出先（郵送不可）

いわき市教育委員会事務局生涯学習課生涯学習係
〒970-8026 いわき市平字堂根町4-8
電話：0246(22)7556

11 その他

助成を受けることとなった場合は、チラシ、ポスター、会報、助成事業の成果等のいずれかに、次の文言を表示していただきます。

「本事業は、令和7年度公益信託駒澤嘉いわき生涯学習振興基金の助成を受けて実施しています。」